

逗子市立小・中学校コンピュータネットワーク利用ガイドライン

逗子市教育委員会

この利用基準は、逗子市小・中学校(以下「本校」という。)におけるインターネット利用に関し、必要な基準を定めるものとする

本ガイドラインは、本校におけるインターネット利用を含むコンピュータネットワーク利用に関する内容に適用されます。その条文の引用は逗子市訓令第1号「逗子市コンピュータシステム管理規程」及び第2号「逗子市インターネット運用規程」を基礎としたもので、具体的な使用の制限を想定した範囲で適用されるものであり、実務の適用には逗子市策定のガイドラインが優先され、それを越えない限りで作成されます。

本ガイドライン中、「保護者」は「親権者」と引用するものであり、民事訴訟における判例の適用を受ける為に同等の取扱い呼称で呼ぶものとし、「ユーザー」は「利用者」として引用する場合があります、「学校長」は「校長」、「教職員」は「担当者」として言い換える場合があります。

1. ガイドラインの趣旨

本校においてネットワークを利用するにあたっては、法令及び、逗子市策定のガイドラインに違反することなく児童生徒及び関係者個人情報の保護に努めると共に、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際教育の推進、総合的な学習の視点から情報教育の推進に寄与するように努めます。

2. 本 則

- (1) ネットワーク上で他人を誹謗中傷したり、さげすむような発言をしたりしないようにします。発信する内容については、ユーザー自ら責任のもてる内容に限るものとします。
- (2) 発信する内容は、国内にとどまらず、全世界に伝送される可能性があることに留意し、本校の品位を損なわないようにします。
- (3) ユーザーの利用時間は、本校が定める時間内とします。ただし、ネットワークの管理上の都合で利用時間を制限する場合があります。
- (4) 使用権のないコンピュータ(サーバー機)への侵入など、ネットワークの正常な運用を阻害する行為に対する禁止事項を設けます。
- (5) ふさわしくない接続先へのアクセスは、自主的に回避します。
- (6) 本サービスを使用しての有料データベース利用、オンラインショッピングの利用を禁止します。
- (7) 原則として、校内におけるネットワークの運営・管理は情報教育担当者が行い、円滑な運営が行えるよう、指導に努める事とします。

3. 利用資格

コンピュータネットワークサービスは、以下の項目のいずれかを満たすユーザーが対象となります。

- (ア) 本校の児童生徒。
- (イ) 本校の教職員。
- (ウ) 本校の児童生徒の保護者。
- (エ) 地域住民等、学校長が利用の必要性を認めた者。

4. 禁止される行為

本校では、ユーザーの利益・権利の保護と有益なサービス提供のため、以下の行為を禁止します。

- (ア) 公序良俗・法令に違反する行為を目的とした利用。
 - (イ) 犯罪的加害行為に結びつく行為。
 - (ウ) 法定第三者の知的所有権や著作権を侵害する行為。
 - (エ) 第三者の財産・プライバシーを侵害する行為。
 - (オ) 第三者に不利益を与える行為。
 - (カ) 第三者を誹謗中傷する行為。
 - (キ) 本校内でのネットワーク管理業務を妨げる行為。
 - (ク) チェーンメール等のネットワークシステムの破壊を目的とした行為。
 - (ケ) 本校ネットワーク管理監督者(施設長・情報教育担当者など)の指導に従わない行為。
- これらの行為は処分の対象とし、円滑な運用がやむを得ない状態で維持出来ない場合、下記条項とともに各担任の許可なく特定利用者の利用を制限するものとします。

5. 情報の取得方法について

- (ア) 原則として、インターネット上の情報の取得には有害情報排除用のフィルタリングソフト技術を利用するものとし、運用者が児童生徒ユーザーの不利益にならないよう健全な情報の取得を心がけるものとします。
- (イ) 技術的な解決が図れるまで、学校内における児童生徒ユーザーの外部とのメール・チャット・ファイルの交換及び、掲示板への書き込み等は禁止します。なお、校内でのグループウェアの利用、チャット・アプリケーションソフトに付属している指導用のチャットやメールソフトの利用は可能です。
- (ウ) ホームページの閲覧は、必ず教員免許状を取得した指導者の立ち会いを必要とするものとします。

6. インターネット利用

《情報機器の利用時間》

- (ア) インターネットの利用時間は、原則として教師の指導時間内に行うものとします。
- (イ) 児童生徒ユーザーの利用時間は、原則として授業時間、及び校内行事の時間のみとし、担当教職員の立ち会いがなくては行えないものとします。
- (ウ) 授業と関連した利用については、教職員の指導の下でこれ以上の利用(放課後など)も認める場合があります。

- (エ) PC室を利用する場合は時間割を確認し、決められた時間以外の場合は予め利用表等に記入するものとします。

《安全のために》

- (ア) ネットニュース、電子メールなどに自宅住所、電話番号を記載しないものとします。記載の必要がある場合には、親権者及び、学校長の了解を得ることとします。
- (イ) 特に保護者と学校長が認めた場合を除き、個人の写真と氏名が一致する掲載など、個人が特定できる情報の発信を禁止します。
- (ウ) ネットワーク上でトラブルが生じた場合には、直ちに本校教職員に連絡するものとし、児童生徒ユーザーにおける第三者への損害については、必要に応じて保護者に連絡するものとします。
- (エ) 児童生徒のホームページ閲覧については、フィルタリングソフトを利用するものとします。

《ネットワークの安定した運用のために》

- (ア) ネットワークにつながったコンピュータは、特定の個人だけが利用するものではないので、システムやアプリケーションそのものの設定を変更して他人に迷惑がかかるようなことはしないものとします。
- (イ) ネットワークにつながったコンピュータの電源を使用中に遮断したり、物理的な変化を与えたりするような悪戯をしないよう指導していくものとします。また、原則としてプリンタのインク切れなど、機器の異変に気づいた場合にはそれぞれの担当者に報告し、担当者が対処していくものとします。
- (ウ) 操作中に異常や問題が生じたときも、すぐに電源を切ったり、リセットボタンを押したりせず、それぞれの担当者に連絡し、十分な知識を持った者の指示を仰ぐものとします。
- (エ) サーバー機はネットワークの基幹部分であり情報教育担当者が管理するものなので、許可なく使用したり、担当者以外が電源を切ったりしないものとします。

7. ホームページ作成

- (ア) 本校の教育活動についての理解を促すため、学校・学年等の活動内容の公開を基本とします。
- (イ) ファイルのアップロード・更新の手続き等は、学校長の承諾に基づいて情報教育担当者が行うものとします。
- (ウ) ファイルの更新を定期的に行い、常に新しい情報を提供できるように努めます。
- (エ) 情報公開にあたっては、以下の項目にあげる指導上知り得た秘密の遵守・プライバシーの保護などに関して十分配慮します。

《作成内容について》

- (ア) 公的な帳簿及びその写しなどで公開されていないもの(成績など)や、プライバシーの侵害となる恐れがあるもの(住所・電話番号・生年月日・個人写真・実名など)は公開しないものとします。
- (イ) 第三者が学校行事の具体的な行事を確認できるような予定表の公開はしないものと

します。従って、学校行事の記載には終了した行事や、開催日程・開催時間を抽象的に記載するようにし、児童生徒の行動が第三者に把握されないように心掛けるものとします。

- (ウ) 集合写真(個人名が特定できないもの。クラス紹介・行事・委員会・クラブなどの紹介)や児童生徒及び保護者のメールアドレスは、状況によって公開できます。
- (エ) 数人程度の個人が特定される写真(学校行事の紹介に関するもの)については、該当児童の保護者の承認によって公開することができるものとします。
- (オ) 児童生徒の作品については、該当児童の親権者(保護者)の承諾によって公開することができ、芸術性の見地から、懸賞などに当選した児童の財産権は全て親権者に帰属し、その適用に沿った許可を取るものとします。

《公開したホームページの著作権・財産権》

本校のホームページにおける各ページの著作権に関しては、原則として全て本校が有するものとします。ただし、児童生徒の作品の公開について、個々の著作権、財産権は個人に帰属するものとし、その管理を学校長が行い、問題があった場合には所属する逗子市教育委員会の指示を仰ぐものとします。

8. 情報の著作権

ユーザーは本ガイドラインでの取り決めと著作権法が定める事項を守るものとします。従って、ユーザーがネットワークで公開した著作物はユーザーに帰属し、ユーザーが著作権を有します。

ユーザーが第三者との契約、または第三者が著作権を有する等の理由で、ユーザーが公表・複製が禁じられている著作物の違法な公表、複製、翻訳等の権利侵害行為を行った場合は、一切の責任は当該行為を行ったユーザーに帰結するものとします。また、未成年者に係る法律に従い、児童生徒の作成した著作物は作成に着手した時点から発生し、財産権・知的所有権と共に一定期間学校が管理した後、親権者の監督下に返るものとします。

9. 発信内容の公開

児童生徒または保護者に対して、本校がインターネット上にどのような情報を発信しているかを公開するように努めていきます。又、要請があったときは、直ちに開示するとともに、授業参観や懇談会などで保護者がホームページを閲覧することができる方を講じていきます。

10. ネットワークサービスの一時的中断

各種ネットワークサービスは、以下の事項に該当する場合、事前の連絡なしに中断します。

- (ア) システム等の保守点検を定期的、または緊急に行う場合。
- (イ) 火災・停電等によりサービスの提供が不可能になった場合。
- (ウ) 地震・洪水等の天災によりサービスの提供が不可能になった場合。
- (エ) 戦争・動乱・騒乱・労働争議等によりサービスの提供が不可能になった場合。
- (オ) 外部からの不特定者によるクラッキング・ウイルスによるネットワーク自体を攻撃する行為が認められた場合。
- (カ) システムがウイルスに感染した時

11. 利用の停止

利用規程に違反した場合、校長・教頭・ネットワーク管理者(担当者)等で扱いを検討し、次のような処分を行うこととします。

- (ア) 嚴重に注意を促す。
- (イ) 一定の期間ネットワーク利用を停止する。
- (ウ) 状況によって児童生徒指導の対象とする。

12. サービスの停止・変更

本校は、各種ネットワークの提供を停止させることができます。停止については、文書・電子メール・メーリングリストなどの媒体を介して通知するものとします。

13. 情報の削除

ユーザーが本ガイドラインに定めた禁止事項に明らかに違反した場合、事前に通知することなく当該ユーザーの情報を削除できるものとします。

14. 損害賠償

(ア) ユーザーの不利益・損害

本校は、本サービスの利用により発生したユーザーの不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償請求による瑕疵を負わないものとします。又、児童生徒の損害賠償請求権は親権者に帰属するものとし、著作権、個人情報保護条例、その他校外第三者に児童が与えた損害等は、その状況を十分吟味した上で、学校側・親権者・法曹関係者との話し合いを持って紛争を解決するものとします。

(イ) 外部ユーザー、第三者に与えた不利益・損害

本校は、本サービスの利用によって学校外の不特定な外部ユーザーや第三者に与えた不利益・損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、ユーザーの責任と費用をもって解決し、本校に損害を与えないものとします。

15. ガイドラインの変更

本ガイドラインは、逗子市教育委員会が逗子市情報教育研究会と意見交換を行い、より良いネットワーク作りを目指して、常に検討を加えていくものとし、必要に応じて改正が行われることがあります。改正時期は学期始めを基本とし、重大な障害事項が発生するような場合の対処については随時、改訂するものとします。

以 上

ガイドライン施行日 2006年(平成18年) 2月 1日